

平成 24 年 9 月 20 日

新庁舎建設基本構想策定市民委員会

委員長 南 様

特別傍聴人

意 見 書

第 2 回新庁舎建設基本構想策定市民委員会(以下「市民委員会」という)を、特別傍聴人として傍聴させていただきました。

今回の市民委員会は、3 つのテーマについて、ワークショップ方式での検討でしたが、各班ともいろいろな角度から検討され、各班の検討結果の報告は良くまとめられていたと思います。

しかし、事務局にこれからのスケジュールを確認すると、第 3,4 回は今回と同様のワークショップ方式による「①～⑤項の課題検討」を行い、最後の第 5 回(12/15)は「まとめ」を行うということです。

事務局のこのような進め方を見ていると、短期間の市民委員会で、④、⑤のような課題(第 4 回市民委員会)の検討にワークショップ方式が相応しいのかどうか疑問です。

勿論、各課題についてのワークショップ方式での検討がいけない、又は、不要だ、と言っているわけではありません。

限られた検討期間の中で、行政から与えられる課題をワークショップ形式での検討に多くの時間を掛ける市民委員会の進め方で良いのか、また、このような進め方で市民の意見の集約が可能なのか、という疑問を傍聴して感じた次第です。

また、ワークショップ方式による検討を行うとしても、これまでのいろいろな検討機関(特に、「習志野市新庁舎建設事業手法等検討専門協議会」)での検討資料や委員の意見などを確認し、市民委員会としての共通認識の醸成が必要だと思います。

そこで、今後の市民委員会の検討課題について、意見を述べさせていただきます。

1. 「習志野市新庁舎建設事業手法等検討専門協議会(以下「専門協議会」という)」の有識者委員の意見と行政の対応を、市民委員会として確認する

私は、昨年度開催された専門協議会をすべて傍聴しました。南委員長も参画された専門協議会では、新庁舎の建設事業手法、特に PFI の事業手法の検討が主目的で設置されましたが、専門協議会での有識者委員の意見や指摘事項は、建設事業手法についてのみならず、本市の新庁舎建設に関する考え方や進め方などについても貴重なものが多くあり、市民はもとより市民委員会の委員の皆さんにも、これからの検討に非常に参考になると思います。

これらの貴重な意見や指摘事項に対する行政の取組みについて、私は、担当部門の資産管理室に「いつまでに、意見の整理と意見に対する行政の対応を明確にするのか」と質問をし、「早急にまとめます」という回答を、本年 4 月 19 日に受け取りましたが、未だに公開されていません。

ぜひ、市民委員会として、専門協議会での委員の意見や指摘事項の整理と行政の対応について、事務局に資料の提出を要求し、委員各位の共通認識とされることを望みます。

2. 目次(案)に「財政の将来予測」の項目を追加する

行政の歳入における最大項目である「税収」は、少子高齢化及び長引く経済不況によって大幅な増収は望めないことは明白です。一方、扶助費の増加による歳出の増加は、その他の歳出項目の削減を余儀なくし、普通建設費も聖域ではなく、その抑制も考えられるところです。

新庁舎建設は、安全・安心を最優先に考え、公共施設全体の老朽化に対する再生計画(「公共施設再生計画」)に先行して検討が行われていますが、このような厳しい財政状況が予測される中

で、多額の財源を必要とする新庁舎建設の検討には、「事業費」だけではなく、「財政の将来予測」を行い、歳入の状況を確認するとともに、収支状況を明確にすることが重要だと考えます。

(新庁舎の建設費は 70 億円とも言われていますし、公共施設全体の老朽化に対する再生には膨大な事業費が必要です。この再生事業費については後述します)

しかも、その予測は、これまで行政が行ってきた単一の予測値ではなく、複数案の「財政の将来予測」を行い、行政は、市民に選択肢を提示することが重要です。

ぜひ、市民委員会として、目次(案)に「財政の将来予測」の項目の追加と複数案の予測値の提出を事務局に要請され、その収支状況を明確にすることを望みます。

3. 建設事業手法の「従来方式」の検討資料の提出要請と民間活用方式との比較

目次(案)の 6. 項に「建設事業手法」の項があり、第 5 回市民委員会(12 月)で従来方式と民間活用方式の比較検討が行われることになっています。このうち、民間活用方式については、上記の専門協議会に提出された資料と議事録で、専門知識が無くてもかなりのことが分かりますが、従来方式については、これまで行政は検討資料を公表していません。

私は、担当部門に「従来方式について、いつまでにその検討結果を公表しますか」と質問をし、「6 月末ごろを目途に実施する予定です」という回答を、本年 4 月 19 日に受け取りましたが、未だに公開されていません。

これは、本来、従来方式と民間活用方式を並行して検討すべきであるにもかかわらず、行政が「民間活用方式」ありきを前提に検討を進めてきた結果です。

ぜひ、市民委員会として、「従来方式」の検討資料を早急に提出することを事務局に要請され、民間活用方式における「民間業者と行政のリスク分担」のあり方を重点に行政の考えを確認し、従来方式と民間活用方式を、経済性を中心に比較検討されることを望みます。

4. 新庁舎建設基本構想(以下「本基本構想」という)と上位計画との関係を明確にする

第 1 回市民委員会の「資料 2」に、「本基本構想」の上位計画として、下記の 3 つの計画が掲げられています。(「資料 2 : II. 1. (2) 上位計画との整合性」参照)

- ①習志野市基本構想(平成 13~26 年度)
- ②習志野市後期基本計画
- ③都市マスタープラン

これらの計画の中で、新庁舎建設に関する具体的な記述がなされているのは「習志野市後期基本計画」だけであり、他の二つの計画の記述内容は非常に抽象的で、「本基本構想」を策定するための具体的な方向性を示したものとは言えません。

「習志野市後期基本計画」には、新庁舎建設に関して、以下の通り記述されています。

「習志野高校跡地については、行政サービス機能等を備えた各種市民サービスの中核であり、かつ防災拠点として機能すべき新庁舎の建設に向けた取り組みを進めます。」

(後期基本計画 第 3 章第 2 節 1 項【施策内容】②計画的な土地利用の誘導 : P112)

しかし、この新庁舎建設に関する記述は、昨年の大震災以前の構想・計画であり、現在の新庁舎建設の取り組みとは、その理念を異にすることは明白で、「本基本構想」の上位計画としては不十分なものであると考えます。

即ち、現時点では、「本基本構想」の策定に適切な上位計画が無いことになりましたが、幸い、「次期基本構想・基本計画」が、企画政策部を事務局として、計画の 1 年前倒しで策定が進められています。

このような現状を踏まえ、私は、「本基本構想」は、「次期基本構想」を上位計画とし、それとの整合性を保ちながら計画の策定をすべきだと考えます。

市民委員会では、「本基本構想」と「次期基本構想」との整合性について、行政の考えを確認し、市民委員会としての意見をまとめた上で、「本基本構想」に明記することを望みます。

なお、「次期基本構想」との整合性を保つためには、「本基本計画」の策定スケジュールの見直しが必要になりますが、この件については 6. 項で述べることにします。

5. 新庁舎建設は、公共施設全体の再生計画の先行事例と考え、「公共施設再生計画」との整合性を考える

2009 年 3 月に作成された「公共施設マネジメント白書」に示された通り、公共施設全体の老朽化は明白な事実であり、行政は、平成 24 年 5 月に「公共施設再生計画基本方針」を策定し、建替え費用として、「平成 47 (2035) 年までの 25 年間で、総額で 1,013 億円、1 年平均は 40 億 5 千万円の事業費が必要である」とし、「今後の公共施設更新等に充当可能な事業費は、平均すると毎年約 21 億円、25 年間では、525 億円であるため、今後の公共施設の建替え可能な割合は約 52%である」としています。(基本方針 P8, 9, 11 参照)

この基本方針に基づいて策定される「公共施設再生計画」については、「平成 25 年度までに策定する(基本方針概要)」とし、しかも、「次期基本構想と整合性を持って策定する(基本方針 P15)」ことになっています。

本来であれば、公共施設の一施設である「市庁舎」は「公共施設再生計画」の中で再生の方向が明確にされるべきですが、行政は、これまで「公共施設再生計画」の検討は行っておらず、策定の気配すらないのが実状です。

一方、新庁舎建設の検討は、昨年の大震災による耐震度の劣化を背景に、安全・安心を確保するための「緊急性」を第一義として、「公共施設再生計画」の無い状態で、先行して進められています。

しかし、新庁舎建設の第一義である「緊急性」は、旧クレストホテルへの移転によって、ほとんど解消されたと考えるべきです。

私は、新庁舎建設の「緊急性」がほとんど解消されたことを鑑みると、「本基本構想」はもう少し時間を掛け、上記の「次期基本構想」はもとより、「公共施設再生計画」との整合性も考慮して策定すべきであると考えます。

市民委員会では、「公共施設再生計画」についての行政の検討状況及び考えを確認するとともに、「本基本構想」と「公共施設再生計画」との整合性について、市民委員会としての意見をまとめた上で、「本基本構想」に明記することを望みます。

6. 「本基本構想」の策定スケジュールの見直し

「次期基本構想」と「本基本構想」の作成スケジュールは下記の通りです。

●「次期基本構想」の策定スケジュール(第 2 回長計審資料 V3)

◇H25. 02 長計審へ諮問

◇H25. 03 パブリックコメント

◇H25. 05 長期計画審議会から答申

◇H25. 09 市議会へ議案として上程→「基本構想」決定

(H26. 03 「基本計画」決定)

●新庁舎建設の策定スケジュール(市民説明会資料)

◇平成 24 年度 → 本基本構想・基本計画等

◇平成 25・26 年度 → 基本設計・実施設計、各種申請業務等

◇平成 27 年度 → 新庁舎建設工事着工(工期:約 18~22 ヶ月)

◇平成 29 年度 → 新庁舎完成(平成 29 年 6 月頃予定)

「本基本構想」の策定は、上位計画である「次期基本構想」の策定スケジュールに合わせるべきですが、上記のように、「本基本構想」は「次期基本構想」の 6 カ月前に策定することになっており、「次期基本構想」との整合性を図ることは困難だと考えます。

また、平成 24 年度の「本基本構想」の策定スケジュールは、次のように予測されます。

◇平成 24 年 7 月～12 月 → 市民委員会検討、12 月下旬「本基本構想(案)」市長へ提出

◇平成 25 年 1～2 月 → 行政で「素案」作成、パブリックコメント募集、市議会説明

◇平成 25 年 3 月 → 本基本構想・基本計画策定

この策定スケジュールは、従来の各種の計画の策定手順と何ら変わるところはなく、「本基本構想」を『みんなでつくる市庁舎』をコンセプトに策定する」という行政の方針と矛盾する進め方であり、多額の財源を必要とする新庁舎建設事業のための「本基本構想」は、拙速な策定を避けるべきです。

「本基本構想」の策定のために市民委員会を設置して、市民の代表者である委員によって熱心な議論や検討が行われているものの、検討期間は 6 カ月の短期間で、しかも委員会は 5 回しか設定されていません。これでは、市民委員会でいくら熱心な議論や検討が行われても、時間的制約のよる限界があることは明らかなことです。

更に、上位計画との整合性もなく策定されていることも、『みんなでつくる市庁舎』のコンセプトに矛盾するものです。

私は、本基本構想・基本計画の策定期間を長くし(例えば、H25 年 12 月に変更)、上位計画である「次期基本構想」との整合性を図るとともに、市民への説明会や市民との対話の機会を設け、更に多くの市民の意見を聞くべきだと考えています。

この件に対して、私は、市長に、「H25, 26 年度の基本設計・実施設計等の作業を短縮し、もっと市民との対話の時間を増やすべきだ」という私の意見に対する考えを聞いたところ、「新庁舎建設のコンセプトとして『みんなでつくる市庁舎』を掲げており、ご指摘の通り、市民との対話や検討に時間をかけ、合意形成が必要であると考えています」という回答を、本年 2 月 15 日に受け取っており、市長もその必要性を認めているのです。

勿論、全体の建設スケジュールは延長するのではなく、平成 29 年度新庁舎完成を担保するために、平成 25・26 年度の作業を短縮することによって、「本基本構想」の策定期間延長分を吸収すべきです。

その際、市民委員会の検討期間の延長が必要であれば、検討すべき課題であると考えます。

なお、専門協議会では、平成 25・26 年の作業スケジュールの短縮の可能性について指摘されており、また、市民説明を重視するのであれば、この建設スケジュールについて「見直すべきだ」との意見も出ています。これらの意見は、市民委員会としても十分に参考にされるべきです。

ぜひ、市民委員会として、「本基本構想」の策定を拙速に進めるのではなく、策定期間を延長し、「次期基本構想」との整合性を十分に図るとともに、『みんなでつくる市庁舎』のコンセプトに基づいて進めるよう、事務局に要請して頂きたいと思います。

以上、第 2 回の市民委員会を傍聴し、委員の皆さんの真摯な検討を拝見しながら、これまでの個人的な行政への意見具申や行政の準備した資料を精査する中で気の付いた点を整理し、市民一人では行政の進め方を変更させることが非常に困難であることを痛感しているため、特別傍聴人として意見をまとめました。

市民委員会で、一つの意見として真摯な検討をお願いします。

以上